

入院期間が 180 日を超える場合の費用の徴収

入院期間（今回の入院以前 3 か月以内に同一の傷病で当院または他の医療機関に入院していた期間を含む）が 180 日を超えた場合は、厚生労働大臣が定める場合等を除き、**入院基本料の 15%を 180 日超に係る保険外併用療養費として下記の料金を自己負担していただきます**。この場合、入院基本料の 85%については保険対象となりますが、この部分についても保険の自己負担割合に応じて自己負担していただきます。

180 日を超えて入院する場合

- **地域一般入院料 3 …… 1,505 円（税込） / 1 日**

2024年10月 現在